

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学年修了・卒業資格に関する規定を定めている。

1. 学年修了の条件

在籍する学年の修了は、次のAからCの全規定条件を満たした場合に認める。

A. 履修規定単位の取得

在籍学年における取得単位数が、学年カリキュラムに規定の「履修規定単位」を満たすこと。

B. 学年カリキュラムにおける必須科目の履修認定

在籍学年カリキュラムにおいて指定されている全必須科目が、履修認定されていること。

細則①「学年修了の必須単位数」規定

「学年修了条件B」を満たし、在籍学年における取得単位がⅠ部においては32単位以上、Ⅱ部では22単位以上ある場合に限り、「学年修了条件A」を免除する。

C. 学費の完納

在籍科・学年における、授業料等の納入が完了していること。

2. 卒業資格の認定条件

卒業資格は、次の2条件を満たしていなければならない。

A. 最終学年の修了

在籍科における最終学年の学年修了規定条件を、その判定基準日において、すべて満たしていること。

B. 卒業必須単位数の取得

在籍科の全学年をとおして取得した単位の合計が、次に定めた単位数以上であること。

これらの単位を、「卒業必須単位数」と称する。

Ⅰ部 専門課程 各科

- ・1年制(1年課程)の科においては、 32単位
- ・2年制(2年課程)の科 " 64単位
- ・3年制(3年課程)の科 " 96単位
- ・4年制(4年課程)の科 " 128単位

Ⅱ部 専門課程 各科

- ・2年制(2年課程)の科においては、44単位
- ・3年制(3年課程)の科においては、66単位

修了・卒業認定については、学生手帳への記載および入学時のオリエンテーションで学生に通知している。